

貸金庫規定

第1条 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
- ①公社債券、株券その他の有価証券
 - ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
- ①現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

第2条 利用目的の確認

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第3条 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。

第4条 使用料

- (1) 貸金庫の使用料は、所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、預金通帳および預金払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
- なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1カ月としてその月から月割計算によりお支払いください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章(または署名)により封印し、当金庫が保管します。

第6条 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して開閉してください。
- (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開庫依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

第7条 届出事項の変更等

- (1) 印章を紛失したとき、または印章、氏名、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の用紙で届出ください。この届出の前に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。正鍵の紛失もしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった氏名、名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかつた場合でも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第8条 印章、鍵の喪失時等の取扱い

- (1) 印章もしくは正鍵を紛失した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。
- (2) 正鍵の紛失または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を別途お支払いください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第9条 印鑑照合等

貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。なお、使用する鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

第10条 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けた場合は、その損害を賠償してください。

第11条 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは

第3号AからEに一つでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第12条 解約等

(1)この契約は、借主の申出によりいつでも解約できるものとします。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで正鍵を返却、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を紛失した場合に解約する時は、このほか第8条に準じて取扱います。

(2)次の各号に一つでも該当する場合、当金庫はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①借主が使用料を支払わないとき

②借主について相続の開始があったとき

③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与える、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が発生したとき

④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき

⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったとき
または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑨マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

(3)前項のほか、次の各号に一つでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。

①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団

B 暴力団員

C 暴力団準構成員

D 暴力団関係企業

E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F その他前記AからEに準ずる者

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損または当金庫の業務を妨害する行為

E その他前記AからDに準ずる行為

(4)前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちにお支払いください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5)第1項、第2項または第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理、もしくは一般に適當と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には破棄ができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して、公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6)使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第お支払いください。

第13条 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第14条 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置ができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第15条 譲渡・転貸等の禁止

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

第16条 規定の変更

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

以 上

